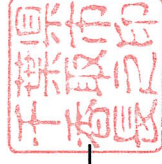


農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成30年12月13日

香取市長 宇井 成



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
与倉地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成30年6月7日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

○ 経営体数

組織 1 経営体

5. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける  
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける  
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地  
中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

6次産業化

高付加価値化

新規就農の促進